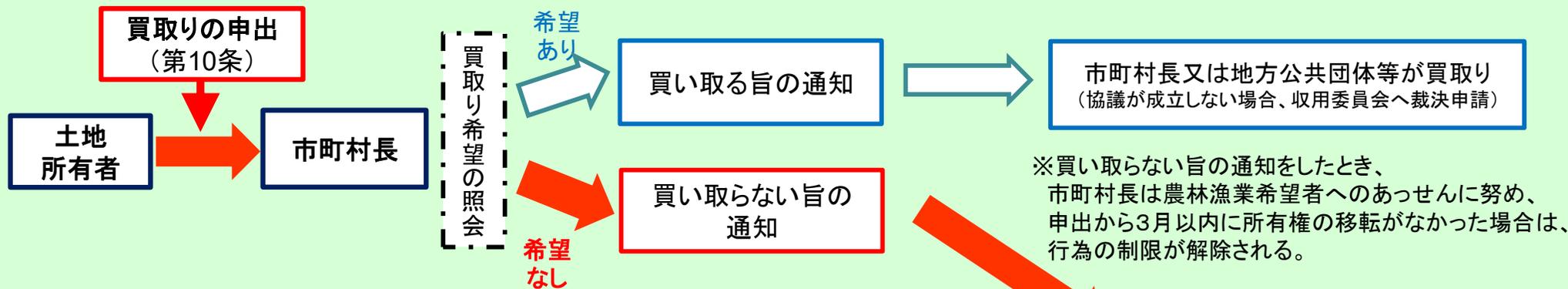


【参考】生産緑地法と公拡法の手続の合理化のイメージ

本改正により、生産緑地地区の区域内に所在する土地について、生産緑地法第10条及び第10条の5に基づく買取り申出をした者は、同法第12条に基づく買取りしない旨の通知があった日の翌日から1年間に限り、公拡法第4条に基づく届出が不要となる。

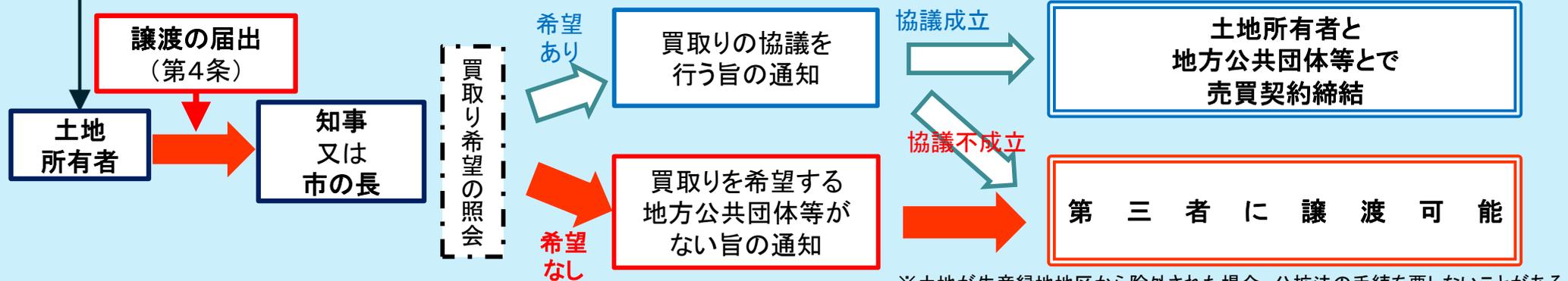
生産緑地法



買取りしない旨の通知があった日の翌日から1年を経過する日までの間

第三者に譲渡可能
(公拡法に基づく届出不要)

公拡法



※土地が生産緑地地区から除外された場合、公拡法の手続を要しないことがある。